

個別対話（第1回追加公表分：令和7年10月20日実施）の概要

	質問	回答
1	SPCの組成を必須にしている理由を確認させてください。	中長期的な事業期間を見据え、確実な事業執行が担保される体制を確保するため、特定目的会社（以下「SPC」という）を組成することとしました。
2	SPCの組成を任意にしていけないでしょうか。維持管理運営部分に、施工会社や設計会社が入ると運営会社が運営を自由にできないことも想定されます。また、今回、事業費が潤沢にあるとは言えない状況の中、SPCの組成や運用コストだけでも削ることができると、施設整備の投資に回せるのではないかと考えます。	確実な事業執行が担保される体制を確保するため、SPCを組成することは必須としていますが、例えば、どのタイミングで組成するか、どのような構成とするかは、提案によるものと考えています。 また、応募要項の5ページ「8 参加資格要件」の「(1) 総則」で示す「複数の企業によって構成されるグループ」について、SPCへの出資を行う「構成企業」に加え、SPCへの出資を行わない「協力企業」を入れることも妨げないものとします。
3	SPCについて、施設整備段階と維持管理運営段階は完全に構成員を分けた方がいいと思いますが、維持管理運営段階で、構成員の変更を柔軟にできるようにしてほしいです。	
4	統括企業について、施設整備段階と維持管理運営段階で交代することを認めていただけないでしょうか。	SPCの構成については、提案によるものと考えています。 なお、維持管理・施設運営業務に係る期間において、SPCの代表企業を交代する提案をすることは妨げませんが、応募者の総括企業については、SPCに関与・連携する体制を確保してください。
5	建設期間中の資金調達のみを行うこととし、施設の所有権を移るタイミングまでには施設整備費の全額をいただくことは可能でしょうか。	施設整備費については、原則として、所有権移転後の割賦払は行わず、所有権移転時までには支払うことを想定しております。 また、部分払の考え方も含め、最終的な支払方法等は、優先交渉権者決定後の事業者との交渉によって決定するものとします。